

## 1 4 無電柱化の更なる推進など歴史まちづくり法に基づく歴史的な町並みの保全・再生

(国土交通省)

京都には、京町家や酒蔵、歌舞練場といった歴史的な建造物が数多く分布しており、本市は、これまでから歴史的な建造物の修理・修景や電線類の地中化等を進め、歴史的な町並みの保全・再生への取組を推進してきました。

国におかれましては、景観法や歴史まちづくり法を制定されるなど国家施策として景観・歴史まちづくりの取組を推進されており、本市も平成21年度に歴史まちづくり法に基づく京都市歴史的風致維持向上計画の認定をいただき、国の支援事業を活用し、歴史的な建造物や町並みに調和した道路修景の保全・整備に努めてきたところです。

京都市内には約48,000軒もの京町家等が存在し、うち約600軒は景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定候補になるものです。また、現在、岡崎地域において京都会館の整備を行っておりますが、今後は、京都市美術館の再整備も控えており、本市の歴史的なまちなみ景観を保全・継承していくためには、これまで以上に多額の予算が必要となります。

さらに、無電柱化の取組についても、本市や電線管理者にとって多額の費用負担が必要となることから、その進捗を図るためには、国による支援が不可欠です。

つきましては、世界に誇れる美しく風格ある国づくりを推進し、危機的な状況にある日本の景観を国策として守る取組を加速させるため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 歴史まちづくりへの支援に特化した新たな補助制度の創設及び抜本的な財源の拡充
- 2 歴史的な町並み景観を保全するための無電柱化事業の推進
  - (1) 補助率の引上げなど景観に配慮すべき地区における無電柱化推進のための補助制度の拡充
  - (2) 工事完了後の速やかな電柱撤去を促進するための補助制度の創設
  - (3) コンパクトな地上機器の開発等に対する補助制度の創設
  - (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進
- 3 京都会館再整備事業に対する財政支援の拡充

所管の省庁課：国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、道路局路政課、国道・防災課、環境安全課、市街地整備課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397  
建設局 建設企画部 建設企画課長 福田敏男 TEL 075-222-3551  
建設局 道路建設部 道路環境整備課長 石塚 憲 TEL 075-222-3570  
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課長 城本聡美 TEL 075-366-0033

## 歴史まちづくりを推進するための補助制度の創設

### 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定件数

年度	平成 17 年度	年々件数は増加	平成 24 年度
件数	3 軒		77 軒

※平成 17 年度に景観重要建造物の指定開始

○約 600 軒の京町家など、市内には指定候補が多数存在！

○助成対象となる建造物は今後も増加の見込み

歴史的価値の高い建造物の例  
(歴史的風致形成建造物)



上七軒歌舞練場

「国家戦略としての京都創生」推進の成果として、平成 20 年 11 月に歴史まちづくり法（歴まち法）が制定

⇒ 京都市では、歴まち法に基づく計画の認定（平成 21 年度）を受け、京町家など市が指定した歴史的価値の高い建造物等の修理・修景に対し、国補助金を活用した助成を実施（歴史的町並み再生事業）

#### ◀歴史的建造物への助成▶

○ 国の平成 22 年度行政事業レビュー（いわゆる、事業仕分け）により、歴まち法の財政支援措置（景観・歴史的環境形成総合支援事業）が廃止、平成 23 年度から「社会資本整備総合交付金」へ吸収

⇒ これまで 77 軒の建造物を指定しているが、市内には、まだ、約 600 軒の京町家をはじめとした歴史的価値の高い建造物等の指定候補が多数存在し、事業の迅速な実施が喫緊の課題！  
しかし、平成 24 年度の本市への国庫補助金は約 2 千万円と極めて少額であり、十分な事業展開をするための財源が確保できず、京都が誇る貴重な歴史的建造物が朽ちていく危機に直面

#### ◀岡崎地域における取組▶

○ 岡崎地域では、整備中の京都会館に加え、今後は京都市美術館の再整備も控えているなど、歴史的な町並み景観の保全・継承のためには、これまで以上に多額の予算が必要

歴史的な町並みの維持・向上のため、現行制度に代えて、歴史まちづくりへの支援に特化した新たな補助制度の創設及び抜本的な財源の拡充を求める

## 伝統と趣のある景観を阻害する電線・電柱の地中化

### 京都市内における無電柱化の進捗状況

(単位: km)

管理者	京都市			国土交通省（直轄国道）			計	整備率
	幹線系	景観系	小計	幹線系	景観系	小計		
道路	無電柱化済	33.3	8.3	41.6	20.2	0.0	20.2	1.72%
	総延長			3,547			50	
管路	無電柱化済	51.0	9.4	60.4	40.4	0.0	40.4	2.35%
	総延長			4,193			100.0	

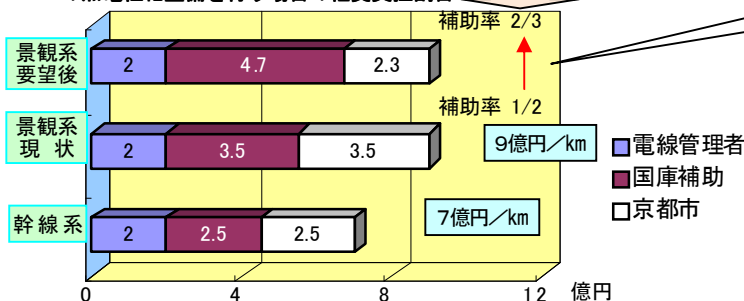
※管路延長

幅員の広い道路においては道路の両側に電線を通す共同溝を埋設するため、実際に地中に埋設する管の延長を表す。

- 無電柱化を進めるうえでは、多額の費用負担が課題であり、市内における整備率は極めて低い。
- 特に景観系路線は幹線系路線に比べて整備費用が高額（景観系：9 億円/km、幹線系：7 億円/km）

景観系路線の補助率（現行 1/2）が 2/3 になれば、市負担額は幹線系と同程度となり、景観系の無電柱化が促進

#### 1 km の無電柱化整備を行う場合の経費負担割合



更に無電柱化を促進するためには、

- ・工事完了後の速やかな電柱撤去促進のための補助制度の創設
- ・コンパクトな地上機器開発への補助制度の創設 などが必要！